

令和5年度 香川県調理師試験実施要領

1. 願書受付及び試験

	日 時	場 所
願書 受付	令和5年6月19日（月）から 令和5年6月26日（月）まで （土日・祝日を除く） 午前8時30分から 午後5時00分まで	【県内にお住まいの方】 各保健福祉事務所, 小豆総合事務所, 高松市保健所に持参してください 【県外にお住まいの方】 県庁健康福祉総務課に提出してください （郵送の場合は受付最終日の消印有効）
試験	本試験日 令和5年10月28日（土） 午後1時30分から 午後3時30分まで （集合 午後1時）	高松商工会議所 （香川県高松市番町2-2-2） ※台風等で実施できない場合は香川県ホームページに掲載します。
	再試験日 （本試験が実施できなかった場合） 令和5年12月9日（土） 時間は上記と同じ	※本試験が実施できなかった場合のみ行います 高松商工会議所 （香川県高松市番町2-2-2）

2. 提出書類

※願書受付期間内に全ての書類を提出してください。書類に不備があった場合は受付できません。

必要書類	留意事項
(1) 受験願書	○日付・住所・氏名・ふりがな等を正確に記入すること。
(2) 調理業務従事 証明書 (証明者が記入)	○【記入例】及び【作成時の注意事項】を参考に記入すること。 ○黒のボールペン又はペンを用い、内容を訂正する場合は、訂正箇所 ^二 に二重線を引き、証明印と同じ訂正印を用いること。修正液や鉛筆、消せるボールペンの使用は認められません。 ○証明は、原則として、施設の施設長（経営者）が行うこと。 <u>ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者、若しくは2親等以内の血族の関係にある場合又は廃業等によって元の経営者がいない場合には、調理師会等の所属団体の長又は同業者が証明すること。</u> ○証明者の印については、次の①～③を押印し、必要に応じて、証明書類を提示又は添付すること。 ① 個人の実印 （印鑑登録証明書を提示又は添付すること。） ② 法人の職印《代表取締役・理事長等代表者の印》 ③ 法務局に登録された法人の印鑑 （法人名、職名が確認できない場合等は、 <u>印鑑証明書</u> を提示又は添付すること。） ※印鑑登録証明書及び印鑑証明書を提示する場合は、原本及びコピーを窓口に持参の上、コピーを提出すること。（県外在住者で郵送での申請の場合は、必ず原本を添付すること。） ○長期休暇のある学校給食施設等において、長期休暇中調理業務に従事していない場合は、長期休暇を除く従事期間の詳細を別紙により提出すること。参考様式は県のホームページに掲載しています。

<p>(3) 卒業証明書 又は卒業証書</p>	<p>○学校教育法による中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校（高等課程、専門課程に限る）のいずれかのもの。 ○卒業証書による場合は、<u>原本及びコピーを窓口に持参のうえ、コピーを提出すること。</u> ※県外在住者で郵送での申請の場合は、卒業証明書を提出すること。 ○氏名を変更した場合は、変更の経緯が確認できる戸籍抄（謄）本（発行後6ヶ月以内）を添付すること。（戸籍抄本で確認できない場合は、除籍抄本・改製原戸籍抄本を提出すること。）</p>
<p>(4) 写真</p>	<p>○縦4.5cm×横3.5cm（パスポートサイズ） ○正面、脱帽、上半身像で、出願前6ヶ月以内に撮影したもの。 ○写真の裏面に、氏名・ふりがな、生年月日、撮影年月日を記入し、写真台紙に貼付すること。 ※県外居住者で、写真台紙を入手できない場合は、写真裏面に上記の必要事項を記入し、写真のみ提出すること。</p>
<p>(5) 受験票 (兼 写真台紙)</p>	<p>○所定の欄に、住所・氏名・ふりがな・生年月日・写真撮影年月日を正確に記入すること。 ※県外在住者で、受験票（兼 写真台紙）を入手できない場合は、写真のみ提出してください。 ○令和5年10月上旬に受験番号を記載した受験票を郵送します。</p>

※(1)、(2)及び(5)の書類は、願書受付場所及び中讃県民センターで5月15日(月)から配布します。

※(1)及び(2)の書類は香川県ホームページからダウンロードできます。

※ 県外居住者で、郵送で書類の取り寄せを希望される場合は、封筒の表面に「調理師試験受験願書希望」と朱書きし、次のものを同封し、香川県健康福祉総務課宛てに請求してください。

<同封するもの> 300円切手を貼付し、宛先を明記した返信用封筒(角形2号【縦3.3cm×横2.4cm】)

※(2)及び(3)の書類は過去5年間(平成30年度～令和4年度)の香川県調理師試験の受験票を提出した場合、省略することができます。ただし、受験時と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄(謄)本(発行後6ヶ月以内)が必要です。

※ 今年度の受験票は、来年度より5年間、受験の際に添付書類の一部として使用できますので、大切に保管してください。

3. 受験手数料

6100円(香川県収入証紙)

【注意事項】

- 1) 香川県収入証紙は、香川県証紙販売所 (<http://www.pref.kagawa.lg.jp/suito/syousi/index.html>) で購入し、受験願書に貼付してください。
- 3) 県外居住者で香川県収入証紙を入手できない場合は、ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書で納付してください。購入後、何も記入せずにそのまま同封してください。
- 4) 願書受付後は香川県収入証紙および為替証書の返還は出来ません。

4. 受験資格

次の（１）と（２）の条件を満たすこと。

（１）学歴

中学校を卒業していること。又は、これと同等以上の学歴があること。

（２）調理実務経験

飲食店等において２年以上調理の実務に従事した経験があること。

【注意事項】

- 1) 調理業務従事証明書の証明日時時点で２年以上の期間、下記①又は②の施設又は営業において調理の業務に従事していることが必要です。
 - ① 継続して１回２０食以上又は１日５０食以上の飲食物を調理して供与する給食施設（寄宿舎・学校・病院・事業所・社会福祉施設・矯正施設・自衛隊・給食センター等の施設）
 - ② 食品衛生法施行令（昭和２８年政令第２２９号）第３５条第１号（飲食店営業）、第４号（魚介類販売業）、第２５号（そうざい製造業）又は第２６号（複合型そうざい製造業）に掲げる営業（ただし、飲料調製、食肉処理、製菓・製パン、あん類製造、水産製品製造、製麺に係る業務を除きます。）
- 2) 調理業務に従事している勤務日数及び時間は、原則として週４日以上かつ１日６時間以上であることが必要です。
- 3) 学校給食施設等の長期休暇期間は業務従事期間から除きます。（長期休暇期間を除いて２年以上の従事期間が必要です。）
- 4) 栄養士、保育士、看護師等の職種として採用され、本来の業務に付随した調理業務に従事している場合や、主として調理品の運搬、配達、食器洗浄等に従事している場合、一つの作業だけを専門的に行っている（材料の野菜を切るだけ、半調理品を揚げるだけ 等）場合は、調理業務に従事しているものとは認められません。

5. 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論
全６０問マークシートによる四肢択一方式

6. 試験実施の委任

調理師法第３条の２第２項の規定に基づき試験事務の一部（試験問題の作成、試験の運営、採点・合否判定、合格通知）を指定試験機関（公益社団法人調理技術技能センター）に委任します。

7. 受験上の注意

- （１） １４時以降、試験室への入室はできません。（１２時に開場します。）
- （２） 車椅子の使用等受験上の配慮を希望する場合は、出願時に申し出てください。
- （３） 受験願書を提出した後に住所等の変更があった場合には、速やかに願書提出先に連絡してください。
- （４） 試験当日は、HBの鉛筆、消しゴム、時計、受験票を持参してください。

8. 合格発表

(1) 発表日時

令和5年12月15日(金) 午前10時

(再試験 令和6年2月13日(火) 午前10時)

(2) 発表方法

- ◆ 香川県庁東館玄関前掲示板及び願書受付場所に合格者の受験番号を掲示します。
(令和5年12月15日午前10時から12月22日午後5時まで)
- ◆ 香川県 (<http://www.pref.kagawa.lg.jp/>) 及び公益社団法人調理技術技能センター (<https://chouri-ggc.or.jp/>) のホームページに合格者の受験番号を掲載します。
(令和5年12月15日午前10時から)
- ◆ 合格者にもみ合格通知書を令和5年12月15日(金)に発送します。
※受験願書に記載された住所に送付します。転居した場合は試験当日に住所変更を届け出てください。
- ◆ 電話による合否の問い合わせにはお答えできません。
- ◆ 令和5年度の調理師試験問題及び正答は、令和5年度調理師試験の合格発表日以降、公益社団法人調理技術技能センターホームページでご覧いただけます。

(3) 合否の判定

原則として全科目の合計得点が満点の6割以上であるものを合格とします。

ただし1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は不合格とします。

9. 試験結果の開示について

この試験の結果については、受験者本人に限り、本人の得点のみを閲覧することができます。

(1) 開示期間

令和5年12月15日(金)から令和6年1月15日(月)

(平日の午前9時から午後5時まで。ただし正午～午後1時、年末年始は除く。)

なお、12月15日(金)は、午前10時30分から

(2) 開示方法

香川県庁本館16階の健康福祉総務課に、

・受験者本人であることを証明する書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

・受験票

を持参してください。

10. 調理師試験の過去の問題

過去3年分の調理師試験問題・正答は、公益社団法人調理技術技能センターのホームページでご覧いただけます。

1.1. 願書受付、問い合わせ

名 称	所在地	電話番号	備 考
小豆総合事務所 (衛生課)	〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5	0879-62-1374	
東讃保健福祉事務所 (保健対策課)	〒769-2401 さぬき市津田町津田 930-2	0879-29-8260	
高松市保健所 (健康づくり推進課)	〒760-0074 高松市桜町一丁目 9-12 (高松市保健センター内)	087-839-2363	
中讃保健福祉事務所 (保健対策第一課)	〒763-0082 丸亀市土器町東八丁目 526	0877-24-9962	
西讃保健福祉事務所 (健康福祉総務課)	〒768-0067 観音寺市坂本町 7-3-18	0875-25-3082	
香川県庁 (健康福祉総務課)	〒760-8570 高松市番町 4-1-10	087-832-3254	県外居住者に 限る。